

第2回会議以降修正点

	項目	意見・提案等	対応方針
1	第2条 (4)教育関係者	(4) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。表中あらゆる分野はあらゆる場のほうが良いのではない。	分野より場とするほうが、馴染みのある言葉で分かりやすいのではないかと思い、あらゆる場とします。 第3条3項中、第5条1項中の あらゆる分野もあらゆる場とします。 また、(4) 教育保育関係者 と修正します。
2	第2条 (9) 性的指向 (10) 性自認	現段階の説明表記は古いと思う。その点、国立市の説明は科学の最先端を押さえているため、国立市を参考に検討すること。	国立市を参考として下記とします。 (5) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人々の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念を言う。 (6) 性自認 自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのうちどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
3	第11条 男女共同参画計画	2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、宍粟市男女共同参画審議会（第22条第1項に規定する男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとします。	2項については、（ ）を削除し、下記変更します。 2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、宍粟市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
4	第22条 宍粟市男女共同参画審議会	第22条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として宍粟市男女共同参画審議会を置きます。	（ ）を追加し、下記とします。 第22条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として宍粟市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。
5	附則 経過措置	2 この条例の施行の際現に、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として定められている第2次宍粟市男女共同参画プラン（令和元年3月策定）は、第11条の規定により定められたプランとみなします。	下記に変更します。 2 この条例の施行の日前に、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき定められた「第2次宍粟市男女共同参画プラン」については、第11条第1項に規定する男女共同参画計画とみなす。